

議 第 10 号

多文化共生社会形成に向けた支援の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣 宛て
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、少子高齢化により、地方の人手不足が深刻化する中、年々増加している外国人労働者は地域経済にとって欠かせない存在となっており、本県においては、多文化共生推進本部会議を設け、外国人材の受け入れに係る施策を総合的に推進している。

しかしながら、国際的な指標において、法の不備等を理由に、日本の外国人受入政策の遅れが指摘されている中、国内では、近年SNS上のヘイトスピーチ等が深刻化しており、外国人の権利保障の在り方が課題となっている。

今後も外国人の増加が見込まれる中、地方において、多文化共生社会の形成が急務である。あわせて外国人の違法行為への取締強化や、地域社会における共生を図るため、日本の生活ルール等の周知、社会経済情勢の変化に配慮した基本法の策定、受け入れ環境の整備等が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、多文化共生社会の形成に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国籍や社会的・文化的背景が異なることを理由とした、不当な差別、人権侵害等をなくすために必要な体制を整備すること。
- 2 在留外国人との交流促進や人権教育等を通じて、多文化共生への国民の関心と理解を深めること。
- 3 在留外国人が安心して日常生活を送れるよう、就学・教育の機会を保障すること。
- 4 多文化共生推進のため、情報共有の充実、財政措置の強化等により地方自治体の支援を行うこと。